

公益社団法人 日本コンクリート工学会
文献調査委員会規程

平成 元年 9 月 8 日 制定

平成 26 年 2 月 28 日 改正

令和 元年 5 月 22 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、文献調査委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、原則として委員 20 名以内をもって組織する。委員は、第 3 条に定める委員長が指名する。

(委員長、副委員長、主査)

第 3 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 名と原則として 2 名の主査を置く。

2. 委員長及び副委員長は、会長が指名する。副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
3. 主査は、委員のうちから委員長が指名する。

(任期)

第 4 条 委員長及び副委員長の任期は 1 年とする。ただし、重任を妨げない。

2. 主査の任期は 1 年とする。ただし、重任を妨げない。
3. 委員の任期は 2 年とし、原則として 1 年毎にその半数が交替する。ただし、重任を妨げない。
4. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第 5 条 委員会は、外国文献を主とした国内外文献の調査に関する次の事項を審議し決定する。ただし、重要事項については必要に応じて、図書編集委員会に付議する。

- (1) 外国文献を主とした国内外文献の調査方針
- (2) 外国文献を主とした国内外文献の調査報告の作成
- (3) 外国文献を主とした国内外文献の調査報告の査読依頼
- (4) その他、必要な事項

(運営)

第6条 委員会は委員長が招集し、原則として毎月1回開催する。なお、必要に応じて随時開催することができる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会が発議し、図書編集委員会及び企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、平成元年9月8日から施行する。
2. 平成26年2月28日に規程を改正し、規程と申し合わせに分割する。
3. この規程の改正は、令和元年5月22日から施行する。